



東海北陸自動車道一宮木曽川 IC 付近  
(昭和 50 年代頃撮影)



東海北陸自動車道一宮木曽川 IC 付近  
(令和 2 年撮影)

## 第6章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

1 基本的な考え方 .....	50
2 屋外広告物の行為の制限に関する事項 .....	50



# 第6章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

## 1 基本的な考え方

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものです。

建築物等と同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物については、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を行い、建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。

「一宮市屋外広告物条例」に基づき、市全域における屋外広告物を対象とした規制を行うとともに、次の取組を加え、本市の屋外広告物に関する方針とします。

- 地域特性を考慮した良好な景観を形成するため、屋外広告物の整備が図られることが特に必要であると認められる地区については、一宮市屋外広告物条例に基づく「広告景観地区」として指定するなど、地域特性に応じたきめ細やかな個別の指針（広告景観指針）を定め、適切な規制を行います。
- 地域特性を考慮した良好な景観を形成する際、地域の皆さんが広告物の色彩や意匠について、自主的な取り決めを行う地区で市長が認めた地区については、一宮市屋外広告物条例に基づく「広告物協定地区」として認定し、適切な規制を行います。
- 景観重点地区を指定する際は、当該区域における屋外広告物に関する指針や許可基準を設けるよう検討を行います。

## 2 屋外広告物の行為の制限に関する事項

基本的な考えを踏まえ、今後、次の区域について一宮市屋外広告物条例に基づく「広告景観地区」の指定や「広告物協定地区」の認定を行うことを検討します。

### 【広告景観地区の指定基準】

- 「景観重点地区」など良好な景観形成のための施策が講じられている、または、講じられる予定の区域
- 景観形成のための市民等の自主的な協定が締結されている、または、締結される予定の区域
- 屋外広告物の整備が図られることが特に必要であると認められる区域

### 【広告物協定地区の認定基準】

- 景観形成のための市民等の自主的な協定が締結されている、または、締結される予定の区域